

初診に関する『初診時選定療養費』のご負担について

紹介状をお持ちでない初診の方には
3,240円（税込）を負担していただきます。

■初診に関する『初診時選定療養費』とは？

国が進めている病院と診療所の機能分担の推進を図るための制度で、他の保険医療機関からの【紹介状】無しに200床以上の病院において初診で受診した場合、初診料の他に各病院が定めた金額をご負担いただくというものです。

■病院と診療所の機能分担とは？

普段の健康維持の相談や初期診療を『ホームドクター』的な診療所等が行い、専門的な検査や入院が必要な治療は病院が行うという、病状に応じた役割分担のことです。

当院では、常に地域の開業医の先生方と密接な連携のもとに、良質な医療の提供を心がけております。

■健康保険では次のような場合を初診と定めています。

- ①初めて受診される場合。
- ②以前に受診されたことがあっても、既にその病気が治癒している場合。
- ③患者さんが任意に診療を中止し、その後再度受診された場合。

■次のような場合には初診となりません。

- ①現在、主治医が治療を継続していると判断される方が、他の診療科で新たな診療を受ける場合。
- ②自費等の診療中に健康保険の診療を受ける場合。

■歯科口腔外科とその他の診療科

歯科口腔外科とその他の診療科は、健康保険法上、別の扱いとなりますので、それぞれ別に初診料と『初診時選定療養費』をご負担いただきます。

※最終来院日より3カ月以上ご来院が無かった場合、前回受診の際の傷病名によっては初診の扱いとなる場合があります。